市商务委 市财政局关于印发修订后的 《上海市鼓励跨国公司地区总部 发展专项资金使用和管理办法》的通知

沪商外资[2018]190号

各区商务主管部门、各区财政局:

现将修订后的《上海市鼓励跨国公司地 区总部发展专项资金使用和管理办法》印发 给你们,请认真按照执行。

> 上海市商务委员会 上海市财政局 2018年6月27日

上海市鼓励跨国公司地区总部发展 专项资金使用和管理办法

第一条(目的和依据)

为进一步扩大对外开放,鼓励跨国公司在本市设立地区总部和外资研发中心,鼓励在沪跨国公司地区总部进一步集聚实体业务、拓展功能、提升能级,鼓励外资研发中心升级为全球研发中心,促进经济转型发展,根据《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》(沪府发〔2017〕9号)和《上海市关于进一步支持外资研发中心参与具有全球影响力的科技创新中心建设的若干意见》(沪府发〔2017〕79号)的有关要求,设立上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金。为规范该专项资金的使用和管理,提高财政资金使用效益,进一步发挥财政资金的引导作用,制订本办法。

第二条(资金来源)

上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金(以下简称"地区总部发展专项资金"),是指本市财政预算安排的专项用于鼓励本市跨国公司地区总部和外资研发中心发展的补助性资金。地区总部发展专项资金实行市、区两级财政分级负担的办法。

上海市商務委員会 上海市財政局: 改訂後の ≪上海市: 多国籍企業地域本部発展奨励 特別資金の使用および管理弁法≫ 印刷・公布に関する通知 滬商外資[2018]190 号

各区商務主管部門 · 各区財政局:

ここに改訂後の≪上海市:多国籍企業地域本部発展奨励特別資金の使用および管理 弁法≫を印刷・公布するので、真摯にこれに則り執行されたい。

> 上海市商務委員会 上海市財政局 2018年6月27日

上海市:多国籍企業地域本部発展奨励 特別資金の使用および管理弁法

第一条(目的および根拠)

対外開放をさらに拡大し、多国籍企業の 当市への地域本部および外資研究開発セン ターの設立を奨励し、上海の多国籍企業地 域本部のさらなる実体業務の集約・機能拡 張・職能レベル向上を奨励し、外資研究開 発センターのグローバル研究開発センター への昇格を奨励し、経済モデルチェンジ・ 発展を促進するため、≪上海市:多国籍企 業地域本部設立奨励に関する規定≫(滬府 発[2017]9号) および≪上海市:外資研究開 発センターによるグローバルな影響力を有 する科学技術刷新センター建設への参与に 対するさらなる支援に関する若干の意見≫ (滬府発[2017]79号)の関連要求に基づき、 上海市多国籍企業地域本部発展奨励特別資 金を設置する。当該特別資金の使用および 管理を規範化し、財政資金の使用効果を向 上させ、財政資金の先導的役割をさらに発 揮するため、本弁法を制定する。

第二条(資金源)

上海市多国籍企業地域本部発展奨励特別 資金(以下「地域本部発展特別資金」)とは、 当市の財政予算で手配し、当市の多国籍企 業地域本部および外資研究開発センターの 発展奨励に専用に用いる補助的資金を指 す。地域本部発展特別資金は、市・区の両級 の財政で級毎に負担する方法を実行する。

第三条 (支持对象)

跨国公司地区总部是指在境外注册的母公司在本市设立,以投资或授权形式对在一个国家以上区域内的企业履行管理和服务职能的唯一总机构。跨国公司须以外商独资的投资性公司、管理性公司等具有独立法人资格的企业组织形式在本市设立地区总部。

外资研发中心是指外国投资者依法设立 的、从事自然科学及其相关科技领域的研究 开发和实验发展(包括为研发活动服务的中 间试验)的机构,研发内容包括基础研究、 应用研究、产品开发等方面。

地区总部发展专项资金主要采用无偿资 助的方式,对符合本办法第四条标准的跨国 公司地区总部和外资研发中心给予支持。

第四条(支持标准)

(一) 开办资助的标准。对 2008 年 7 月 7 日以后在本市注册及迁入本市,以投资性公司形式设立地区总部,实缴注册资本超过 3000 万美元,且员工数在 10 人以上的,给予500 万元人民币开办资助。开办资助资金分三年按 40%、30%、30%的比例发放。对 2017 年 10 月 10 日以后认定,研发人员超过 100 人的外资全球研发中心和具有独立法人资格的外资研发中心参照同等标准享受开办资助。

(二)租房资助的标准。对 2008 年 7 月 7 日以后在本市注册及迁入本市且员工数在 10 人以上的跨国公司地区总部,实缴注册资本超过 200 万美元,租赁自用办公用房的,以不超过 1000 平方米办公面积、每平方米每天不超过 8 元人民币的标准,按租金的 30%给予三年资助;购建自用办公用房的,按租房资助的同等标准的三年总额给予一次性资金资助。对 2017 年 10 月 10 日以后认定,研发人员超过 100 人的外资全球研发中心和具有独立法人资格的外资研发中心参照同等标准享受租房资助。

第三条 (支援対象)

多国籍企業地域本部とは、国外で登記された親会社が当市で設立し、投資あるいは授権の形式で一つの国家以上の区域内の企業に対して管理およびサービスの職能を履行する唯一の総機構を指す。多国籍企業は、外商独資の投資性公司・管理性公司などの独立法人資格を有する企業組織の形態により、当市に地域本部を設立しなければならない。

外資研究開発センターとは、外国投資家が法に基づき設立し、自然科学およびその 関連技術分野の研究開発および実験開発に 従事する(研究開発活動サービスのための 中間実験を含む)機構を指し、研究内容は 基礎研究・応用研究・製品開発などの方面 を含む。

地域本部発展特別資金は、主として無償 援助の方式を採用し、本弁法第四条の基準 に合致する多国籍企業地域本部および外資 研究開発センターを支援する。

第四条 (支援の基準)

(一) 開設補助金の基準。2008年7月7日以降に当市に登記および当市に転入し、投資性公司の形式で地域本部を設立し、払込済登録資本が3,000万米ドルを超過、かつ従業員数が10人以上の場合、500万人民元の開設補助金を与える。開設補助金は3年に分け40%・30%・30%の比率で支給する。2017年10月10以降に認定され、研究開発者が100人を超える外資グローバル研究開発センターおよび独立法人資格を有する外資研究開発センターは、同等の基準を参照して開設補助金を享受する。

(二)オフィス賃借補助金の基準。2008年7月7日以降に当市に登記および当市に転入、かつ従業員数が10人以上の多国籍企業地域本部について、払込済登録資本が200万米ドルを超過し、自社用オフィスを賃借する場合、オフィス面積が1,000㎡を超過せず、1㎡あたり8人民元/日を超えないとの基準で、賃借料の30%で3年の補助金を与える;自社用オフィスを購入・建設する場合、オフィス賃借補助金と同等の基準の3年の総額を一回限りの補助金として与える。2017年10月10以降に認定され、研究開発者が100人を超える外資グローバル研究開発センターおよび独立法人資格を有す

跨国公司地区总部、外资研发中心在享 受资助期间,不得将自用办公用房出租或转 租,不得改变办公用房的用途。违反上述规 定的,应退还已经获得的资助。

(三)奖励的标准。对本市 2008 年 7 月 7 日以后认定,实缴注册资本超过 200 万美元,年营业额达到 5 亿元人民币以上的跨国公司地区总部给予奖励。其中,对于年营业额达到 5 亿元、不足 10 亿元人民币的部分,给予 500 万元人民币的一次性奖励;对于年营业额达到 10 亿元、不足 15 亿元人民币的部分,给予 300 万元人民币的一次性奖励;对于年营业额达到及超过15亿元人民币的部分给予 200 万元人民币的一次性奖励。

奖励分三年按40%、30%、30%的比例发放。

(四)对在沪跨国公司地区总部高能级资助。2012年1月1日以后在本市新设立的跨国公司亚洲区、亚太区或更大区域的总部或已设立的跨国公司地区总部2012年1月1日以后升级为亚洲区、亚太区或更大区域总部,实缴注册资本超过200万美元,员工人数不少于50人,且母公司任命的负责人及与总部职能相关的主要高级管理人员常驻上海工作的,可获得300万元人民币的一次性的高能级资助。

第五条(资金具体负担办法)

跨国公司地区总部和外资研发中心的开办资助、奖励、高能级资助资金,实行市、区两级财政分级负担的办法,即市财政负担40%、区财政负担60%;租房资助资金由区财政全额负担。

第六条(申请提交的材料)

る外資研究開発センターは、同等の基準を 参照してオフィス賃借補助金を享受する。

多国籍企業地域本部・外資研究開発センターが補助金を享受している期間は、自社用オフィスを賃貸あるいは転貸してはならず、オフィスの用途を変更してもならない。上述の規定に違反した場合、取得済の補助金を返金しなければならない。

(三) 奨励の基準。当市の2008年7月7日以降に認定され、払込済登録資本が200万米ドルを超過し、年間売上額が5億人民元以上に到達している多国籍企業地域本部に奨励を与える。このうち、年間営業額が5億元に到達するが10億人民元には不足する部分に対して、500万人民元の一回限りの奨励を与える;年間売上額が10億元に到達するが15億人民元には不足する部分に対して、300万人民元の一回限りの奨励を与える;年間売上額が15億人民元に到達および超過する部分について、200万人民元の一回限りの奨励を与える。

奨励は、3 年に分けて 40%・30%・30% の比率で支給する。

(四)上海の多国籍企業地域本部に対するハイレベル職能補助金。2012年1月1日以降に当市において新たに設立した多国籍企業のアジア地区・アジア太平洋地区あるいはさらに広いエリアの本部、あるいは設立済の多国籍企業地域本部が2012年1月1日以降にアジア地区・アジア太平洋地区あるいはさらに広いエリアの本部に昇格し、払込済登録資本が200万米ドルを超過し、従業員数が50人を下回らず、かつ親会社が任命した責任者および本部の職能に関わる主要高級管理人員が上海に常駐して就労している場合、300万人民元の一回限りのハイレベル職能補助金を取得することができる。

第五条 (資金の具体的な負担方法)

多国籍企業地域本部および外資研究開発センターの開設補助金・奨励・ハイレベル職能補助金の資金は、市・区の両級の財政で級毎に負担する方法を実行し、すなわち市の財政負担が40%・区の財政負担は60%である;オフィス賃借補助金の資金は、区の財政で全額負担する。

第六条(申請時の提出資料)

- (一)申请开办资助的跨国公司地区总 部需提交的材料
- 1、上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金申请表(原件);
- 2、公司批准证书(或备案回执)、营业 执照(复印件);
- 3、缴纳社会保险的在册员工名单和劳动 合同样本:
 - 4、母公司对地区总部负责人的任命书;
- 5、市商务委关于认定为地区总部的批复 (复印件)。
- (二)申请开办资助的外资研发中心需 提交的材料
- 1、上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金申请表(原件):
- 2、公司批准证书(或备案回执)、营业 执照(复印件):
- 3、缴纳社会保险的在册研发人员名单和 劳动合同样本;
- 4、市商务委关于认定外资研发中心的批 复(复印件)。
- (三)申请租房资助的跨国公司地区总 部需提交的材料
- 1、上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金申请表(原件);
- 2、公司批准证书(或备案回执)、营业执照(复印件):
- 3、缴纳社会保险的在册员工名单和劳动 合同样本:
 - 4、母公司对地区总部负责人的任命书;
- 5、市商务委关于认定为地区总部的批复 (复印件):
- 6、自用办公用房的租赁协议,或购买自 用办公用房的购房合同,或自建办公用房的 房地产权证(复印件)。
- (四)申请租房资助的外资研发中心需 提交的材料
- 1、上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金申请表(原件);
- 2、公司批准证书(或备案回执)、营业 执照(复印件);
- 3、缴纳社会保险的在册研发人员名单和劳动合同样本;
 - 4、市商务委关于认定为外资研发中心的

- (一) 開設補助金を申請する多国籍企業 地域本部が提出しなければならない資料
- 1、上海市多国籍企業地域本部発展奨励特 別資金申請表(原本);
- 2、会社の批准証書(あるいは備案受領書)・営業許可証(写し);
- 3、社会保険を納付している在職従業員リストおよび労働契約書のサンプル;
- 4、親会社から地域本部責任者への任命
- 5、市商務委員会の地域本部認定に関する 批准回答(写し)。
- (二) 開設補助金を申請する外資研究開発センターが提出しなければならない資料
- 1、上海市多国籍企業地域本部発展奨励特別資金申請表(原本):
- 2、会社の批准証書(あるいは備案受領書)・営業許可証(写し);
- 3、社会保険を納付している在職研究開発 者リストおよび労働契約書のサンプル;
- 4、市商務委員会の外資研究開発センター 認定に関する批准回答(写し)。
- (三)オフィス賃借補助金を申請する多 国籍企業地域本部が提出しなければならな い資料
- 1、上海市多国籍企業地域本部発展奨励特 別資金申請表(原本);
- 2、会社の批准証書(あるいは備案受領書)・営業許可証(写し):
- 3、社会保険を納付している在職従業員リストおよび労働契約書のサンプル:
- 4、親会社から地域本部責任者への任命書;
- 5、市商務委員会の地域本部認定に関する 批准回答(写し);
- 6、自社用オフィスの賃借協議、あるいは 自社用オフィス購入の建物購入契約、もしく はオフィス自己建設の不動産権利証(写し)。
- (四)オフィス賃借補助金を申請する外 資研究開発センターが提出しなければなら ない資料
- 1、上海市多国籍企業地域本部発展奨励特別資金申請表(原本);
- 2、会社の批准証書(あるいは備案受領書)・営業許可証(写し);
- 3、社会保険を納付している在職研究開発 者リストおよび労働契約書のサンプル;
- 4、市商務委員会の外資研究開発センター

批复 (复印件);

- 5、自用办公用房的租赁协议,或购买自 用办公用房的购房合同,或自建办公用房的 房地产权证(复印件)。
- (五)申请奖励的跨国公司地区总部需 提交的材料
- 1、上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金申请表(原件):
- 2、公司批准证书(或备案回执)、营业 执照(复印件);
- 3、商务主管部门关于认定为地区总部的 批复(复印件);
- 4、公司达到享受奖励政策限额年度的财 务审计报告(复印件)。
- (六)申请高能级资助的跨国公司地区 总部需提交的材料(新设或升级)
- 1、上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资金申请表(原件);
- 2、公司的批准证书(或备案回执)、营业执照(复印件);
- 3、市商务委关于认定为地区总部的批复(复印件):
- 4、母公司或本公司在公司官方网站上发 布的设立地区总部的证明材料;
- 5、缴纳社会保险的在册员工名单和劳动 合同样本:
 - 6、母公司对地区总部负责人的任命书:
- 7、地区总部负责人及与总部职能相关的高级管理人员的就业证明(复印件),并由该地区总部出具书面材料,说明该负责人及高级管理人员常驻上海的工作年限,并承诺工作期间已正常纳税;
- 8、自用办公用房的租赁协议,或购买自 用办公用房的购房合同,或自建办公用房的 房地产权证(复印件)。

上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项 资金申请表一式五份,其他材料一式两份, 复印件需加盖公司公章。

第七条(申报与审核)

申请专项资金的跨国公司地区总部和外 资研发中心,应根据本办法相关规定,填写 《上海市鼓励跨国公司地区总部发展专项资 金申请表》(一式五份),提交有关申请资料, 認定に関する批准回答(写し);

- 5、自社用オフィスの賃借協議、あるいは 自社用オフィス購入の建物購入契約、もしく はオフィス自己建設の不動産権利証(写し)。
- (五) 奨励を申請する多国籍企業地域本 部が提出しなければならない資料
- 1、上海市多国籍企業地域本部発展奨励特 別資金申請表(原本);
- 2、会社の批准証書(あるいは備案受領書)・営業許可証(写し):
- 3、商務主管部門の地域本部認定に関する 批准回答(写し);
- 4、会社が奨励政策享受の規定額に到達し た年度の財務監査報告(写し)。
- (六) ハイレベル職能補助金を申請する 多国籍企業地域本部が提出しなければなら ない資料 (新設あるいは昇格)
- 1、上海市多国籍企業地域本部発展奨励特 別資金申請表(原本);
- 2、会社の批准証書(あるいは備案受領書)・営業許可証(写し):
- 3、商務主管部門の地域本部認定に関する 批准回答(写し);
- 4、親会社あるいは本社が会社のウェブサイト上に発表した地域本部設立の証明資料:
- 5、社会保険を納付している在職従業員リストおよび労働契約書のサンプル:
- 6、親会社から地域本部責任者への任命 書:
- 7、地域本部の責任者および本部の職能に 関わる高級管理人員の就業証明(写し)、か つ当該地域本部が作成する書面資料、これ には当該責任者および高級管理人員の上海 駐在の就労年限を説明し、就労期間に正常 に納税済であることを承諾すること;
- 8、自社用オフィスの賃借協議、あるいは 自社用オフィス購入の建物購入契約、もしく はオフィス自己建設の不動産権利証(写し)。

上海市多国籍企業地域本部発展奨励特別 資金申請表は一式5通、その他資料は一式2 通であり、写しには会社の公章(社印)を 押捺しなければならない。

第七条(申告および審査)

特別資金を申請する多国籍企業地域本部 および外資研究開発センターは、本弁法の 関連規定に基づき、《上海市多国籍企業地 域本部発展奨励特別資金申請表》(一式 5 并向所属区商务主管部门提出申请。区商务主管部门会同区财政局共同对申请单位的申报材料进行初审,初审通过的报市商务委,市商务委会同市财政局及第三方评审机构共同对初审材料进行复审,必要时会商其他相关部门,并提出最终评审意见。予以同意的,由区财政局根据国库集中支付的有关规定办理资金拨付。不予同意的,由市商务委说明原因。

第八条(资金拨付)

区财政局根据最终评审意见及国库集中支付的有关规定,按年拨付开办资助、租房资助、奖励和高能级资助的资金。开办资助、奖励和高能级资助的资金中应由市级财政负担的 40%部分,年终由市财政通过市与区财力结算后,归还区财政。

第九条 (使用监督)

各申报单位应对申报材料的真实性和合 法性负责。专项资金使用单位应严格遵守国 家有关法律法规和财会制度,专款专用,严 禁骗取、截留或挪用资金。

市财政局会同市商务委按照有关规定, 对地区总部发展专项资金的使用情况进行监督和检查,对不再满足条件的地区总部和外资研发中心企业不再享受相关支持政策。

对违反本管理办法的单位,市财政局、 区财政局将全额收回资金,并按《财政违法 行为处罚处分条例》(国务院令第427号)予 以处理;情节严重或触犯国家法律的,依法 追究相关人员或单位的责任。

第十条 (附则)

- (一)本办法由市财政局会同市商务委 负责解释。
- (二)本办法自2018年8月1日起施行, 有效期五年。

通)に記入し、関連申請資料を提出し、併せて所属区の商務主管部門に申請を提出し、 財政局と共同で申請単位の申告資料に対して一次審査を行い、一次審査を通過した場合は市商務委員会に報告し、市商務委員会が市財政局および第三者の審査評価機構と共同で一次審査の資料に対して二次審査を行い、必要な際はその他関連部門と協議し、最終審査評価意見を提出する。同意する場合、区財政局が国庫集中支払の関連規定に基づき資金払を行う。同意しない場合、市商務委員会が原因を説明する。

第八条(資金支払)

区財政局は、最終審査評価意見および国庫集中支払の関連規定に基づき、一年毎に開設補助金・オフィス賃借補助金・奨励およびハイレベル職能補助金の資金を支払う。開設補助金・奨励およびハイレベル職能補助金における市級財政で負担しなければならない40%の部分は、年末に市財政が市および区の財政決算後、区財政に返金する。

第九条 (使用監督)

各申告単位は、申告資料の真実性および 合法性に対して責を負う。特別資金の使用 単位は、国家の関連法律・法規および財務 会計制度を厳格に遵守し、特別資金として 専用に用い、資金の騙取・滞留あるいは流 用は厳禁とする。

市財政局は、市商務委員会と共同で関連 規定に基づき、地域本部発展特別資金の使 用状況に対して監督および検査を行い、条 件を充足しなくなった地域本部および外資 研究開発センター企業については今後関連 支援政策を享受しないものとする。

本管理弁法に違反した単位に対して、市 財政局・区財政局は全額を資金回収し、《 財政違法行為処罰処分条例》(国務院令第 427 号)に基づき処理する;状況が重大ある いは国家の法律に触れる場合、法に基づき 関連職員あるいは単位の責任を追及する。

第十条 (附則)

- (一)本弁法は、市財政局が市商務員会 と共同で解釈の責を負う。
- (二)本弁法は、2018年8月1日より施行し、有効期限は五年とする。